

特別養護老人ホームひだまり 令和8.6.1～

月額料金早見表 (30日計算)

介護保険適用となる費用	日毎算定 ※1	施設介護サービス費	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
		日常生活継続支援加算(Ⅱ)	682	753	828	901	971
		夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	46	46	46	46	46
		看護体制加算(Ⅰ)イ+(Ⅱ)イ	46	46	46	46	46
		看護体制加算(Ⅰ)イ+(Ⅱ)イ	35	35	35	35	35
	日毎算定費用計 (1ヶ月(30日)あたり)		809 (24,270)	880 (26,400)	955 (28,650)	1,028 (30,840)	1,098 (32,940)
	月毎算定	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50	50	50	50	50
		生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	10	10	10	10
		月毎算定費用計	60	60	60	60	60
	日毎算定+月毎算定合計 (1ヶ月(30日)あたり)		24,330	26,460	28,710	30,900	33,000
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ ※2 上記日毎算定+月毎算定合計×17.6%		4,282	4,657	5,053	5,438	5,808	
A 介護保険適用費用月額 ※3		28,612	31,117	33,763	36,338	38,808	
※1 初回利用時のみ30日を限度として『初期加算』(30/日)を算定いたします。 ※1 入所時に一度だけ『安全対策体制加算』(20/回)を算定いたします。 ※1 利用期間中に外泊される際、月に6日を限度とし外泊時加算(246/日)を算定する場合がございます。 ※1 療養食(該当者のみ)を提供する際、療養食加算(6/回)を算定いたします。 ※1 口腔ケア(ご希望者のみ)を提供する際、口腔衛生管理加算(110/月)を算定いたします。 ※2 介護職員等処遇改善加算は目安となります。(加算により変動いたします) ※3 『介護保険適用費用月額』の負担割合は、所得に応じて1割、2割、3割の負担段階が決定されます。							
食費・居住費	日毎算定	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	
		食費	300	390	650	1,360	1,445
		個室居住費	880	880	1,370	1,370	2,066
		日毎算定費用(個室)合計 月額(30日計算)	1,180 (35,400)	1,270 (38,100)	2,020 (60,600)	2,730 (81,900)	3,511 (105,330)
C その他の費用	日用品費	実費					
	行事等活動費	実費					
	医療費(治療及び健康診断料)	実費					
	理美容代	散髪代 顔そり代	実費				

※A(介護保険適用費用月額)+B(食費・居住費の月額)+C(その他の費用)=月額料金となります。

月額料金目安	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	64,012	66,517	69,163	71,738	74,208
第2段階	66,712	69,217	71,863	74,438	76,908
第3段階①	89,212	91,717	94,363	96,938	99,408
第3段階②	110,512	113,017	115,663	118,238	120,708
第4段階	133,942	136,447	139,093	141,668	144,138

[利用者負担段階]

- 第1段階＝世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方、生活保護を受給している方
- 第2段階＝世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下の方
- 第3段階①＝世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円超120万円以下の方
- 第3段階②＝世帯全員が市町村民税非課税で所得金額と課税年金収入額の合計額が年額120万円超の方
- 第4段階＝市町村民税課税者が世帯にいるか、本人が市町村民税課税者の方(44,400円)
- 第4段階＝年収金額が約770万円超約1,160万円未満の方(93,000円)
- 第4段階＝年収金額が約1,160万円以上の方(140,100円)
- 第4段階＝第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証：1割負担は年金収入年額280万円未満
- 第4段階＝第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証：2割負担は年金収入年額280万円以上340万円未満
- 第4段階＝第1・2・3段階以外の方 介護負担割合証：3割負担は年金収入年額340万円以上